

普通の生活が学業に影響しないように、大人として責任の自覚が大切です。

18歳からの契約

■契約

契約とは、当事者間の合意(法的な申込みと承諾)であって、当事者間に法律関係(権利義務)が発生するもので(民法第522条第1項)、サービスの提供義務と対価の支払義務が双方に発生します。18歳からは、親の同意を得ずに自分の意思で契約ができ、責任も自分で負うことになります。

一定期間まで無条件で解約できるクーリング・オフ制度がありますが、ネット通販などはクーリング・オフ制度がありませんので、返品特約がある商品取引か注意しましょう。サブスクリプション(定期継続購入)は契約前に無料期間や解約条件、連絡手段などを確認しましょう。解約しない限り有料で自動更新されるため、一定期間後に利用を見直しするためにも一覧管理しましょう。

■クレジットカード

カードの裏面に自分の署名をしましょう(悪用されても本人に過失が問われることがあります。)引き落とし日に口座残高が不足していると延滞となります。放置したり、繰り返したりすると個人情報機関のブラックリストとなり、5年間ローン審査なども通らなくなります。

インターネット取引では不審なサイトもあり、カード情報の使用に注意しましょう。利用明細もこまめに確認し、受取方法や支払方法に注意しましょう。

■個人情報

店舗の会員カードは個人情報の管理や利用方法が企業で異なりますので、規約などをよく読みましょう。情報漏洩の危険が高くなるため、安易に個人情報を提供しないようにしましょう。

SNSでは個人情報(写真の位置情報や氏名)を漏らしたりしないようにしましょう。

■印鑑・署名

認め印程度のものは、銀行印以外の印鑑を使用しましょう。署名だけで、印鑑を使用しない取引申込書が多くありますので、署名する前に確認事項を熟読しましょう。銀行口座の届出印は十分確認して支払契約(公共料金など)に限定して使用しましょう。

■賃貸住宅

賃貸契約書には「重要事項説明書」があり、よく理解しないと借主も賠償を求められます。部屋を明け渡す際、契約書で決められた期日までに前もって管理会社等へ退去の連絡をしましょう。民法第621条に借主の原状回復義務があります。事前に「原状回復についてのガイドライン」(国土交通省)をよく読んでおきましょう。

●もうけ話、他人からの勧誘、必要が無い薬や美容医療はトラブルが多いので十分注意しましょう。

→困ったときの相談窓口

岐阜市消費生活センター(岐阜市役所内)平日 8時45分～17時30分 電話 058-214-2666※相談無料

●アルバイトをはじめめる前に、会社(雇い主)から労働条件を書面で示してもらいましょう。

学業に影響がないように注意しましょう。詳しくは「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」(厚生労働